

# 社会福祉法人こはる福社会役員等報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こはる福社会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及監事をいう
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

## (報 酬)

第3条 役員および評議員に対して、無報酬とする。

- 2 その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## (改 正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

## 附 則

この規程は、平成30年3月20日から施行する。